

大飯原発 3・4 号の再稼働反対と避難計画についての質問・要望書

大阪府高槻市長 濱田 剛史 様

私たちは日頃、原発事故時の避難計画の実効性を検証したり、関西各地や福井県の自治体に再稼働に反対するよう求めて申入れを行っています。

関西電力は、高浜原発 3・4 号炉を高浜町長と福井県知事の同意だけで再稼働させました。大飯原発 3・4 号炉もおおい町長と福井県知事の同意だけで、3 号炉は来年 1 月、4 号炉は来年 3 月に原子炉を起動しようとして準備を進めています。9 月 25 日おおい町長は同意を表明しました。

大飯原発が稼働し事故が起これば、被害は関西にも及び琵琶湖も汚染されます。大飯原発から 30km 圏内の人口約 16 万人の内半数以上が京都府北部や滋賀県北部の住民です。

私たちは 8 月 17 日に、大飯原発 3・4 号の再稼働に同意しないよう求めて、おおい町と町議会に申し入れに行きました。関西一円に被害が及ぶことについて、どう考えているのかを問いましたが、具体的返答はありませんでした。同意権については、「おおい町は国から理解を求められている。他の自治体のことは言う立場にない」と述べ、被害を被る周辺自治体への配慮など一切ありませんでした。

私たちは、本日、関西住民の立場から、福島原発事故の悲劇を二度と繰り返してはならないという強い思いを持ち、質問と要望に来ました。

大飯原発の安全性は確保されていません。

基準地震動は過小評価されています。日本の地震の特性を反映した「武村式」で評価すれば、地震の規模は関電評価の 4.7 倍になります。大飯原発 3・4 号炉の名古屋高裁金沢支部での控訴審において、原子力規制委員会前委員長代理の島崎氏は証人尋問で、「入倉・三宅式」を用いた関電による基準地震動は過小評価であり、「許可を出すべきでない」と証言しました。

また、原子力規制委員会は、鳥取県の大山などの噴火による火山灰の濃度規制を約 100 倍に引き上げようとしています。福島事故のように外部電源が喪失した状態で、非常用ディーゼル発電機の空気取り入れ口のフィルタが火山灰で目詰まりすると、ディーゼル発電機は止まり全電源喪失に至ります。ディーゼル発電機は 2 系統あり、審査では、発電機を交互に止めてフィルタの交換・清掃を行うことを前提にしています。火山灰濃度が高まれば、2 系統とも目詰まりしてしまいます。さらに、基準では、2 系統の片側でも停止することは許されていないのです。審査合格は取り消されるべきです。

9 月 20 日原子力規制委員会は、規則改正案を公表し 10 月 20 日までのパブリックコメントを募集しています。これに対応するため関電は、ディーゼル発電機を 2 系統止めずに運転できるよう改良型フィルタを配備しようとしています。しかし、それは審査対象になっていない簡易試験により、フィルタの能力を審査時より 20 倍高く見積もった値を前提とするもので、安全の保証はありません。福井県原子力安全専門委員会は、規則改正確定前でも関電の対応策で判断可能との姿勢です。こんなことで再稼働は認められません。

高浜原発と大飯原発は、基準地震動の想定震源断層が同一であることから、同時に重大事故を起こす危険性があります。この同時発災時の被ばく評価や避難計画はまだありません。

高槻市は、大飯原発で事故が起こった場合に、30km 圏内の滋賀県高島市今津町椋川（むくがわ）の住民約 50 人を受け入れることになっています。

この地区は山間の集落で、土砂災害の危険区域も多く、避難経路の国道に出るには狭隘な道を通らねばならず、自然災害だけでも避難が困難な地区です。さらに避難経路が福井県民の経路と重なっていることから、渋滞によって避難が困難になると予想できます。

このような状況を踏まえ、高槻市としても、避難者受け入れにあたっての問題点を把握するとともに、原発の再稼働反対や、同意権が立地町長と県知事だけにあることに反対を表明して頂きたいと思います。

下記の質問と要望に答えてください。

【質問事項】

1. 大飯原発の再稼働について

(1) 安全性が確認できていないため、再稼働に反対すべきではありませんか。

2. 大飯原発で事故が起こった場合の高島市民の受け入れ計画について

高槻市は、滋賀県高島市今津町から高槻市立総合スポーツセンターを拠点避難所として約50名の避難者を受け入れることになっています。しかし現在も、避難者の最終避難所は示されていません。避難元の滋賀県は、最終避難所を決めるべきだと、7月12日の私たちとの面談で述べています。

(1) 拠点避難所からの移送先の避難所は決まっていますか。また、バスや福祉車両等の移動手段は確保していますか。避難所が決まっていない場合、避難所決定についての今後の予定を教えてください。

(2) 要援護者への配慮や福祉避難所等での受け入れについて具体化できていますか。

(3) スクリーニング(汚染検査)の規準が高すぎます。基準値 $120\text{Bq}/\text{cm}^2$ は、小児の甲状腺等価線量 300mSv に相当し、IAEAの安定ヨウ素剤服用基準 50mSv の6倍、放射線管理区域から物の持ち出し基準 $4\text{Bq}/\text{cm}^2$ の30倍です。基準値以下では、被ばく無しの扱いを受け、除染もされず、避難する個々人の早期被ばくの確認もできず安全を守ることができません。また、汚染の高槻市への拡大防止もできません。滋賀県は汚染検査を避難住民個別に実施すべきとの考えに立っていますが、国の原子力災害対策指針では、車両の汚染が基準値以下の場合、人の汚染検査は省略し、除染は車両も人もなしです。

避難者の受け入れに当たり、避難元自治体に対し予め次のことを求めますか。

- ・入市に当たっては、人、車両ともに除染済みであること
- ・避難者には、一人ひとりの被ばく線量データを持参してもらうこと
- ・4日目からは自主運営になるので、避難してくる自治体・住民には、避難所立ち上げ訓練を済ませておいてもらうこと

(4) 避難元の高島市と相談・調整等はしていますか。高島市から避難所訪問等がありましたか。または予定はありますか。

- (5) 安威川ダムはダム湖を横切る馬場断層が動き、ダム湖が決壊すれば、高槻市は水害に襲われます。このような複合災害の際には、高島市民の受け入れはできないのではないのでしょうか。

3. 高槻市としての安定ヨウ素剤の備蓄等について

福島県で子どもたちの甲状腺がんは、がんの疑いを含めて191名にも上っています。

高槻市は大飯原発から60数キロの距離にあります。滋賀県が行った大飯原発事故時の放射性物質拡散シミュレーションの結果を踏まえれば、高槻市は甲状腺等価線量が50~100mSvとなっており、大阪府南部まで、IAEAの安定ヨウ素剤服用基準50mSvを超える被ばくが予測されています。高浜原発から約50kmの兵庫県篠山市では、既に安定ヨウ素剤の事前配布が実施されています。高槻市に近い箕面市は、がん発症リスクの高い新生児から40歳未満の市民などを対象に約6万人分の安定ヨウ素剤を備蓄しています。

- (1) 高槻市としては安定ヨウ素剤の備蓄等をどのように検討していますか。

- (2) 屋内退避の開始や解除の情報について、どこからどのように指示が来る事になっていきますか。またその後の避難などについて検討していますか。

高槻市内にモニタリングポストはありますか。また、可搬式の線量計はありますか。

- (3) 高槻市の水道の70%は淀川を水源としています。そして、淀川の上流には琵琶湖があります。原発事故が起これば琵琶湖の水が汚染されます。安全な水の確保について検討していますか。現在どれくらい備蓄がありますか。

- (4) 国の指針では、妊婦・乳幼児・子どもたちへの特別な防護措置が示されていません。高槻市としては対策をしていますか。

【要望事項】

1. 大飯原発の再稼働に反対を表明してください。
2. 原発事故時の避難者受け入れ先、そして被害地元として、立地町・県だけの同意で原発再稼働が行われることに反対してください。関西広域連合が求めるように、再稼働の同意について法制化し、近隣自治体である関西にも同意権が認められるべきだと表明してください。
3. 高槻市独自に、安定ヨウ素剤の備蓄などを検討してください。

2017年10月3日

避難計画を案ずる関西連絡会

(連絡先団体：グリーン・アクション / 原発なしで暮らしたい丹波の会 / 脱原発はりまアクション / 原発防災を考える兵庫の会 / 美浜の会)

この件の連絡先：美浜の会 大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 06-6367-6581

